

希少野生動植物生息地等保護区の再指定について 自然保護課

1 指定箇所の現況概要

(1) 保護区の名称 開田高原希少野生動植物保護区（末川地区）

(2) 指定箇所

1. 指定場所 木曾郡木曾町 開田高原末川 3764-2 ほか
2. 所有区分 個人有地、共有地、町管理用地
3. 区域面積

指定区分	面積
監視地区	1.41ha
規制地区・立入制限地区	0.66ha
計	2.07ha

4. 指定期間 平成27年9月1日から令和7年8月31日（10年間）



(3) 保護区内で確認されている主な希少種

現地確認されている種	希少野生動植物保護条例	環境省レッドリストランク	県版レッドリストランク
チャマダラセセリ（無脊椎動物）	指定希少野生動植物	絶滅危惧 I B 類 (EN)	絶滅危惧 I A 類 (CR)
エゾアカヤマアリ（無脊椎動物）		絶滅危惧 II 類 (VU)	準絶滅危惧 (NT)
オキナグサ（植物）	指定希少野生動植物	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧 I B 類 (EN)
キキョウ（植物）		準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧 (NT)
ユウスゲ（植物）			準絶滅危惧 (NT)



オキナグサ（撮影：環境保全研究所）



キキョウ（撮影：環境保全研究所）

(4) 指定の背景（H27 指定諮問時の資料より）

- ・生息環境の悪化に伴い開田高原の一部に生息が限定されているチャマダラセセリの生息地について、生息地に産卵された食草が一部の心無い愛好家に踏み荒らされ、チャマダラセセリの種の存続を図る上で大きな支障となっている。

- ・本生息地の情報はインターネット等により愛好家の間で共有され、公然の秘密となっている状況を考慮すると、保全のための立入規制を検討すべき段階を迎えた。
- ・生息地は家畜用の採草地として個人所有者が活用しているが、一部の愛好家が所有者に無断で立ち入るケースがあることから、所有者は何らかの立入規制を求めている一方で、希少種保護に対する深い理解のもと保護活動の協力を得ている。

(5) 保護活動等の取組・経過

- ・長野県希少野生動植物保護条例に基づくチャマダラセセリ保護回復事業計画の策定（H26年度）
- ・長野県希少野生動植物保護監視員による生息地の状況確認や違法採取のパトロール
- ・監視地区への監視カメラ設置や規制地区への侵入防止柵、侵入防止看板の設置
- ・神戸大学、環境保全研究所等によるチャマダラセセリの生息状況（成虫・産卵）や草原植生の調査
- ・地元地区による景観維持のための火入れ、木曾町環境協議会による草原環境保全のための草刈



(6) 保護区指定以降の現況

- ・チャマダラセセリは、平成26年5月に成体が確認されて以降は、保護区及びその周辺で個体が確認されていない。（平成27年、28年調査神戸大学実施）
- ・木曾町や県による草原維持活動により、良好な草原環境が保持されており、草原性の植物であるキキョウ等の絶滅危惧種の保全に効果がみられた。
- ・草原保全の地元民間団体の設立（ニゴと草カップの会）や小学校への環境学習などにより地元の希少種保護・草地保全への関心が高まっている。
- ・全国草原の里連絡協議会により、保護区を含む開田高原一帯の草原が人が関わり維持している半自然草原として「未来へ残したい草原の里100選」へ選定され、希少な草原として評価されている。

2 再指定について（案）

(1) 再指定の内容

- ・指定期間を令和7年9月1日から令和17年8月31日までの10年間として再指定したい。

(2) 再指定の理由

- ・チャマダラセセリの生息は近年確認されていないものの、保護区として保全している草地が他地域からの再導入の候補地となるため、維持管理の継続が必要。
またチャマダラセセリの次回の保護回復事業計画の評価検証を令和14年度に行う予定であり、その結果を踏まえ保護区指定の効果を判断する必要もあり、継続が必要。
- ・その他にも希少な動植物が生息している貴重な地区であり、引き続き保護区として指定し、希少種の保全を図ることが重要。
- ・こうした保護・検証に必要な期間として、指定期間を10年間としたい。

(3) 検討体制

- ・本事案について、保護区の再指定について検討するため、長野県環境審議会に有識者や実務者等から構成される専門委員会を設置し、議論いただきたい。

(1) 保護区の指定について

県では希少種の保護を図るため、長野県希少野生動植物保護条例（以下「条例」）に基づいて保護すべき種を指定するとともに、重要な生息地を保護区として指定している。

(2) 根拠法令

条例第 23 条

知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その生息地又は生育地及びこれらと一体となった生態系としてその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生体その他その個体の生息又は生息状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

(3) 保護区の規制と指定効果

ア. 保護区の指定区分

指定区分	保護区内の位置付け	規制概要
監視地区	規制地区の緩衝地帯	一定の行為について制限（届出制）
規制地区	保護すべき区域	保護のために土地の形質変更等を制限（許可制）
立入制限地区	保護区域内の核心部	特に保護を図るため立入を制限

保護区イメージ図



イ. 保護区の規制と指定効果

指定区分	指定に伴う規制内容	指定効果
すべての区分	土地の形質変更行為は許可が必要	生息地の改変行為をコントロール
規制地区・ 立入制限地区	農林業など認めた者以外の立入を規制	生息地の踏み荒らしを軽減
	普通種の動植物採取も届出が必要	全種の捕獲制限により違法捕獲防止に効果

ウ. 保護区に係る規制の適用除外事項（すべての区分）

- ・非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- ・通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
- ・第 23 条第 1 項の規定による指定がされた時において既に着手している行為